

「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」等の一部改正について（概要）

■改正する要綱

- (1) 重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱
- (2) 御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ取扱要綱
- (3) 御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する要綱

■改正の経緯

- ・本市では、「大阪市景観計画」で定める重点届出区域及びまちなみ創造区域において、同計画または「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」及び「御堂筋デザインガイドライン」等の関係要綱により、区域内で広告物を掲出する際の意匠、設置位置、大きさ等の基準を規定し、良好な景観形成に向けた景観誘導を推進しています。
- ・2025年大阪・関西万博開催に向けたまちづくりの機運が高まる中、にぎわいあるまちなみ景観形成の観点から、広告物基準の見直しの検討を進め、令和6年11月にイベント対応時等の一時広告物について基準を適用除外とする関係要綱の一部改正を行いました。
- ・これに引き続き、常設の広告物などについての基準見直しを行うため、要綱の一部を改正します。

■主な改正内容

- (1) 重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱

【広告物の意匠等基準の見直し】

- ・人物、キャラクターの意匠使用を緩和します

【エリアマネジメント活動と連携した広告物掲出（新制度）】

- ・エリアマネジメント活動と連携した広告物の協議の枠組みを新たに規定するとともに、当該活動のための広告物を対象に、基準の一部を緩和します

- (2) 御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ取扱要綱

【広告物の意匠等基準の見直し】

- ・人物、キャラクターの意匠使用を緩和します

【エリアマネジメント活動と連携した広告物掲出（新制度）】

- ・エリアマネジメント活動と連携した広告物の協議の枠組みを新たに規定するとともに、当該活動のための広告物を対象に、基準の一部を緩和します。

- (3) 御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する要綱

【協議対象の明確化】

- ・ガラス面の内側に張り付けられる広告物を、協議対象に追加します

■参考

これに関連して「大阪市景観計画等の変更」についてのパブリック・コメントを実施しています。詳しくは以下のHPをご覧ください。

https://www.city.osaka.lg.jp/templates/jorei_boshu/toshikeikaku/0000671605.html